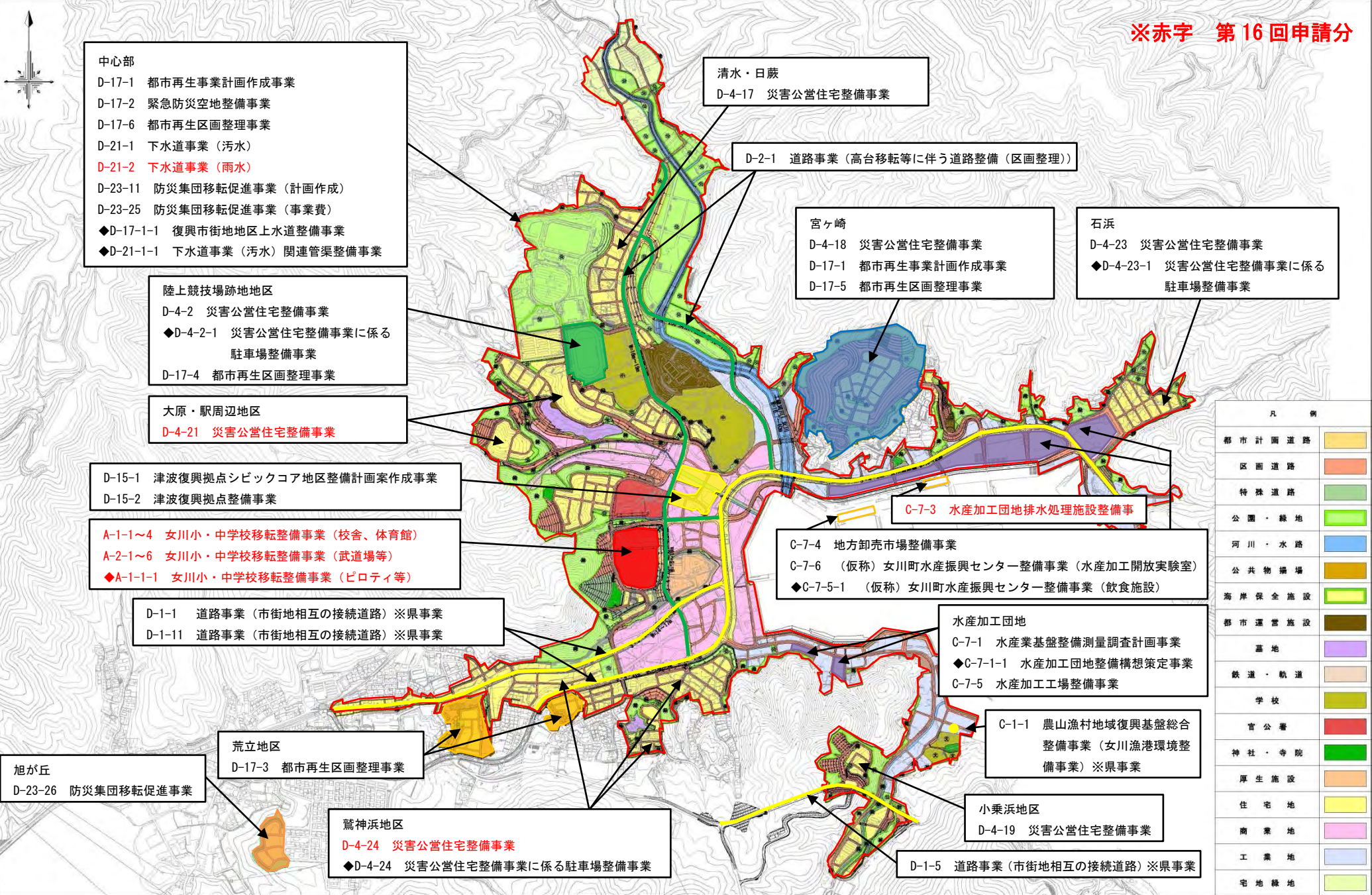


女川町 復興交付金事業箇所図 (中心部)

※赤字 第16回申請分



中心部
 D-17-1 都市再生事業計画作成事業
 D-17-2 緊急防災空地整備事業
 D-17-6 都市再生区画整理事業
 D-21-1 下水道事業 (污水)
D-21-2 下水道事業 (雨水)
 D-23-11 防災集団移転促進事業 (計画作成)
 D-23-25 防災集団移転促進事業 (事業費)
 ◆D-17-1-1 復興市街地地区上水道整備事業
 ◆D-21-1-1 下水道事業 (污水) 関連管渠整備事業

陸上競技場跡地地区
 D-4-2 災害公営住宅整備事業
 ◆D-4-2-1 災害公営住宅整備事業に係る
 駐車場整備事業
 D-17-4 都市再生区画整理事業

大原・駅周辺地区
D-4-21 災害公営住宅整備事業

D-15-1 津波復興拠点シビックコア地区整備計画案作成事業
 D-15-2 津波復興拠点整備事業

A-1-1~4 女川小・中学校移転整備事業 (校舎、体育館)
 A-2-1~6 女川小・中学校移転整備事業 (武道場等)
 ◆A-1-1-1 女川小・中学校移転整備事業 (ピロティ等)

D-1-1 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業
 D-1-11 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業

旭が丘
 D-23-26 防災集団移転促進事業

荒立地区
 D-17-3 都市再生区画整理事業

鷺神浜地区
D-4-24 災害公営住宅整備事業
 ◆D-4-24 災害公営住宅整備事業に係る駐車場整備事業

清水・日蕨
 D-4-17 災害公営住宅整備事業

D-2-1 道路事業 (高台移転に伴う道路整備 (区画整理))

宮ヶ崎
 D-4-18 災害公営住宅整備事業
 D-17-1 都市再生事業計画作成事業
 D-17-5 都市再生区画整理事業

石浜
 D-4-23 災害公営住宅整備事業
 ◆D-4-23-1 災害公営住宅整備事業に係る
 駐車場整備事業

C-7-3 水産加工団地排水処理施設整備事業
 C-7-4 地方卸売市場整備事業
 C-7-6 (仮称) 女川町水産振興センター整備事業 (水産加工開放実験室)
 ◆C-7-5-1 (仮称) 女川町水産振興センター整備事業 (飲食施設)

水産加工団地
 C-7-1 水産業基盤整備測量調査計画事業
 ◆C-7-1-1 水産加工団地整備構想策定事業
 C-7-5 水産加工工場整備事業

C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合
 整備事業 (女川漁港環境整
 備事業) ※県事業

小乗浜地区
 D-4-19 災害公営住宅整備事業

D-1-5 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業

凡 例	
都市計画道路	
区画道路	
特殊道路	
公園・緑地	
河川・水路	
公共物揚場	
海岸保全施設	
都市運営施設	
基地	
鉄道・軌道	
学校	
官公署	
神社・寺院	
厚生施設	
住宅地	
商業地	
工業地	
宅地緑地	

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流用額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流用額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成28年12月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流用額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

Summary table with columns: 都道府県名 (宮城県), 市町村名 (女川町), 担当部局名, 復興推進課復興調整係, 電話番号 (0225-54-3131), 担当者氏名, メールアドレス (fukko3@town.onagawa.miyagi.jp), 係長 鈴木 一弘

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」、「各年度の交付対象事業費」、「事業間流用額」欄の上段()書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)「各年度の交付対象事業費」欄の中段の計数は、様式1-4の「交付対象事業費(b)」欄と必ず一致させること。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。なお、事業間流用を行った場合は必ず流用後の全体事業費を記載する。
(注6)「全体事業期間」は、平成32年度までの事業期間を記載する。
(注7)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「事業間流用額」欄には流用額を、「備考」欄には年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載し、必ず様式3との整合を図ること。
(注8)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	女川町水産加工団地排水処理施設整備事業	事業番号	C-7-3
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	2,931,726 (千円)		全体事業費	2,931,726 (千円)	
事業概要					
<p>基幹産業である水産業の復興に向けて、女川町地方卸売市場の背後地である石浜・宮ヶ崎地区の漁港区域を拡大し、水産加工流通の拠点とする方針であるが、水産加工場からの排水放流による女川湾の水質悪化を防止するため、加工排水を処理する施設の整備が欠かせない。水産業の早期復興のために、水産加工場の整備と歩調をあわせて排水処理施設を整備する必要がある。</p> <p>このため、石浜・宮ヶ崎地区における臨港道路や町・国道の災害復旧 (嵩上げ) 工事との工程調整のため、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて設計・排水管渠工事を行っている。</p> <p>また、排水処理施設の本体工事については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) に基づき PFI 手法を導入し平成 25 年度から平成 26 年度にかけて施設整備を実施し平成 27 年 4 月から本体施設の供用を開始したところであり、附帯施設についても平成 27 年 10 月から供用を開始している。</p> <p>今回申請は、全体事業費を 2,918,910 千円から 2,931,726 千円へ 12,816 千円を増額要望するものです。専用管整備において、崎山エリア地区の造成計画の見直し及び女川湾への埋め立て工事も始まり、将来の土地利用計画について調整する必要が生じ、造成高・道路線形等の見直しを行ったためのものです。復興交付金の要望額については、平成 29 年度事業執行予定額 153,439 千円の配分を要望するものです。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度～平成 28 年度> 管渠実施設計</p> <p><平成 25 年度～平成 27 年度> 排水管渠工事 (先行区①・②) L=808m、マンホールポンプ 2 基 排水処理施設本体工事 (設計、整地工、基礎工、機器製作、建築・設備工、工事監理)、附帯施設工事</p> <p><平成 28 年度> 排水管渠工事 L=878m、マンホールポンプ 1 基 (変更) 排水管渠工事 L=846m、マンホールポンプ 1 基</p> <p><平成 29 年度> 排水管渠工事 L=1,334m、マンホールポンプ 2 基</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の大津波により町の漁業・水産業界は壊滅的な被害を受け、女川町地方卸売市場を始め民間の冷凍冷蔵施設、加工処理施設、排水処理施設は大半が全壊・流出した。これら施設を早期に復興再建させるため、卸売市場の位置する宮ヶ崎地区については、漁港区域を拡大して水産業関係施設を集積する方針であり、その具現化へ向けた測量調査及び計画策定を早急に実施するとともに、早期完成を求められる排水処理施設の整備が急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<ul style="list-style-type: none">・臨港道路災害復旧事業・女川漁港災害復旧事業・水産業共同利用施設復旧支援事業・国道 398 号復旧事業・二級河川女川復旧事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 24～29 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	～27 年度				28 年度				29 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	20	事業番号	C-7-3	事業名	女川町水産加工団地排水処理 施設整備事業				事業実施主体	女川町	
法定手続き・許認可等													
地域等の合意形成													
調査・測量・設計													
管渠工事	→ 第 1 期管渠工事				→ 第 2 期 (H28 年度) 管渠工事				→ 第 2 期 (H29 年度) 管渠工事				管渠工事 ~ H30.3
本体工事													供用開始 本体施設 H27.4 ~ 附帯施設 H27.10 ~
その他 (議会等)													

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	女川町災害公営住宅整備事業（その5）	事業番号	D-4-5
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	984,697（千円）	全体事業費	984,697（千円）		
事業概要					
尾浦地区の災害公営住宅整備事業については、第4回申請において災害公営住宅の整備費（832,046千円）の配分を受け事業を進めてきたところである。 今回申請においては、戸数の変更及び契約に伴う、地質調査費、基本・実施設計費・工事費の見直しにより必要となる事業費152,651千円を追加申請するもの。 尾浦地区：1団地30戸→25戸（戸建住宅）					
当面の事業概要					
＜平成28年度＞ 基本設計、実施設計、本体工事、屋外付帯工事、施工監理 ＜平成29年度＞ 実施設計、本体工事、屋外付帯工事、施工監理（平成29年7月完成予定）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部において、被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の整備を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成24～29年度)

平成28年12月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

上段：変更前計画 下段：変更後計画

交付団体	女川町	No.	61	事業番号	D-4-5	事業名	女川町災害公営住宅整備事業 (その5)				事業実施主体				女川町		
							～平成27年度				平成28年度					平成29年度	
項目	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				備考
用地取得・造成	→				→												
調査・設計					→												
本体工事									→								
(宅地造成完了)									●								

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	女川町災害公営住宅整備事業 (その21)	事業番号	D-4-21
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	8,546,554 (千円)	全体事業費		8,864,050 (千円)	

事業概要

本町では、震災により住宅が滅失した被災者への恒久的な住宅を供給するため平成29年度を目標に中心部大原・駅周辺地区に集合住宅を整備する予定であります。

本地区については、第4, 8, 11, 13回交付金事業計画により大原・駅周辺地区災害公営住宅の整備費として用地取得費、測量・地質調査費、基本設計費及び、28年度分工事費の配分 (8,193,181千円) を受けております。

現在、設計業務を実施しているところでありますが、

今回申請においては、入札差金等により全体事業費を減額し、平成29年度に必要となる事業費353,373千円を追加申請するものです。

大原・駅周辺地区

ずい道 : 86戸 (高層耐火 (RC) 6階 1棟、中層耐火 (RC) 3階片廊下 1棟)

女川駅北 : 145戸 (中層耐火 (RC) 5階片廊下 4棟)

計 : 231戸

(事業間流用による経費の変更) (平成26年1月28日)

個別面談結果に基づき住宅配置計画を見直しにより整備戸数を決定し、用地費・測量設計費が増額したため、D-4-22女川町災害公営住宅整備事業 (その22) (中心部区画整理事業区域外地区) より199,900千円 (国費 : 174,912千円) を流用。

(事業間流用による経費の変更) (平成26年12月9日)

ずい道地区の硬岩掘削による必要事業費を積算した結果、事業費が増額したため、D-4-2女川町災害公営住宅整備事業 (その2) (陸上競技場跡地地区) から117,596千円 (国費 : 102,896千円) を流用。

当面の事業概要

<平成25~26年度>

用地取得、測量・土質調査・基本設計

<平成27~29年度>

実施設計、本体工事、屋外付帯工事、施工監理

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた中心部において、被災者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の整備を行う。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成25～29年度)

平成28年12月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

上段：変更前計画 下段：変更後計画

交付団体	女川町	No.	77	事業番号	D-4-21	事業名	女川町災害公営住宅整備事業 (その21)								事業実施主体	女川町
							～平成26年度				平成27年度					
項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考			
用地買収							→									
測量・調査・設計	→															
本体工事								→					H29 第一四半期			
女川町被災市街地復興 土地区画整理事業 (宅地造成完了)							ずい道 ●	駅北 ●								

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	1,606,200（千円）	全体事業費		4,029,888（千円）	

事業概要

本事業においては、災害公営住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の低廉化を行うものであり、これまで第4, 8, 11, 13回交付金申請により、平成28年度前期完成地区までの低廉化事業費の配分（651,192千円）を受けているところであります。

今回申請においては、第13回までに交付された額から平成27年度までの実績及び平成28年度見込み額を差し引いた上で、平成28年度に必要となる低廉化事業費（49,329千円）及び平成29年度に必要となる低廉化事業費（905,679千円）を追加申請するものです。

【災害公営住宅家賃低廉化事業】

災害公営住宅の入居者の居住の安定を図るために、家賃の低廉化を行う。

- ・政令月収15.8万円以下の入居者の災害公営住宅が対象
- ・対象事業費は近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額
- ・①入居済みの陸上競技場跡地地区外9地区は平成28年度実績値より算定
- ・②平成28年度後期完成及び29年度前期完成分は予定額より算定

（事業間流用による経費の変更）（平成26年10月15日）

入居者が決定し入居者家賃が確定したため必要事業費を積算した結果、事業費が増額したため、D-4-2女川町災害公営住宅整備事業（その2）（陸上競技場跡地地区）から30,415千円（国費：26,613千円）を流用。

当面の事業概要

<平成29年度>

- ・陸上競技場跡地地区外14地区：474戸分（12ヵ月分）・・・28年度まで完成地区
- ・竹浦地区他5地区：142戸分・・・29年度前期完成予定地区

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた女川町において、被災者向けに整備された災害公営住宅の入居者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の家賃の低廉化を図る。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成25～32年度)

平成28年12月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

上段：当初計画 下段：追加計画

交付団体	女川町	No.	79	事業番号	D-5-1	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業実施主体				女川町	
								事業実施主体					
項目	～平成27年度				平成28年度				平成29年度				備考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
陸上競技場跡地地区													
外14地区 474戸：12ヵ月													
竹浦地区 10戸：12ヵ月													
清水・日蔭地区 19戸：11ヵ月													
小屋取地区 1戸：11ヵ月													
尾浦地区 25戸：8ヵ月													
飯子地区 1戸：8ヵ月													
ずい道地区 86戸：9ヵ月													

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	159,785 (千円)		全体事業費	670,908 (千円)	

事業概要

本事業においては、災害公営住宅入居者の居住の安定を図るため、低所得者への家賃低減を行うものであり、これまで第4, 8, 11, 13回交付金申請により、平成27年度前期完成地区までの低減化事業費の配分(92,622千円)を受けているところであります。

今回申請においては、第13回申請までに交付された額から平成27年度までの実績及び平成28年度見込み額を差し引いた上で、平成29年度に必要な低減事業費(67,163千円)を追加申請するものです。

【東日本大震災特別家賃低減事業】

災害公営住宅の家賃について、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、低所得者の家賃の減免を行う。

- ・政令月収8万円以下の入居者の災害公営住宅が対象
- ・対象事業費は入居者負担基準額と特定入居者負担額の差額
- ・①入居済みの陸上競技場跡地地区外9地区は平成28年度実績値より算定
- ・②平成28年度後期完成予定及び29年度前期完成分は予定額より算定

(事業間流用による経費の変更) (平成26年10月15日)

入居者が決定し入居者家賃が確定したため必要事業費を積算した結果、事業費が増額したため、D-20-3復興まちづくり支援防災情報通信ネットワーク整備事業から19,242千円(国費:14,431千円)を流用。

当面の事業概要

<平成29年度>

- ・陸上競技場跡地地区外14地区 : 474戸分(12ヵ月分)・・・28年度まで完成地区
- ・竹浦地区他5地区 : 142戸分・・・29年度前期完成予定地区

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた女川町において、被災者向けに整備された災害公営住宅の入居者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の家賃の低廉化を図る。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成25～32年度)

平成28年12月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

上段：当初計画 下段：追加計画

交付団体	女川町	No.	80	事業番号	D-6-1	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業				事業実施主体				女川町
項 目	～平成27年度				平成28年度				平成29年度				備考		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
陸上競技場跡地地区															
外14地区 474戸：12ヵ月															
竹浦地区 10戸：12ヵ月															
清水・日蔭地区 19戸：11ヵ月															
小屋取地区 1戸：11ヵ月															
尾浦地区 25戸：8ヵ月															
飯子地区 1戸：8ヵ月															
ずい道地区 86戸：9ヵ月															

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	86	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-2
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	294,072（千円）		全体事業費	294,072（千円）	

事業概要

「女川町復興計画（平成23年9月）」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「大石原浜地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、第5回申請では、高台住宅団地整備に要する工事費及び用地補償費の配分を受け整備を行った。また、第8回申請において、大石原浜地区の漁業活動・港湾の利用増進等を図るための漁業集落道等の公共施設整備費及び用地費の配分を受けたところであるが、今回（第16回申請）は、計画見直し及び実施設計に伴う工事費の精査により、全体事業費の変更及び平成29年度事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴う道路・水路等のインフラの整備を行う。

・造成工事：A=4,476㎡

漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備

・用地・補償費 A=3,675㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

・用地取得、物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事

<平成29年度>

・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。大石原浜地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 25 年度～平成 29 年度)

 変更前 平成 28 年 12 月現在
 変更後

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	～平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	86	事業番号	C-5-2				事業名	漁業集落防災機能強化事業				事業実施主体	女川町						
項目																					
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																					
調査・測量・設計	実施設計																				基本・実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					
その他 (議会等)																					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	94	事業名	下水道事業 (雨水)	事業番号	D-21-2
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	1, 835, 665 (千円)		全体事業費	1, 835, 665 (千円)	
事業概要					
<p>本事業では、市街地における健全な住環境や商業施設などの再生に欠かすことのできない下水道事業の整備として、汚水施設及び雨水施設の整備が必要であり、雨水施設の整備においては市街地の浸水被害を防除するための重要な施策となっている。</p> <p>本町においては、復興事業に合わせて汚水事業と同時に雨水対策事業を併せて行うことにより、経済的・効率的な復興復旧事業を行う。</p> <p>第16回申請においては、区画整理等の造成事業が進んだことから平成28年度施工予定が大幅に拡大しH28年度事業費が466, 538千円から830, 471千円になるため追加申請として363, 933千円及びH29年度事業費737, 033千円を申請するものである。</p> <p>・雨水排水施設新設地域 土地区画整理区域内 事業年度：平成25年度～平成29年度</p>					
当面の事業概要					
<p><平成25年度> 詳細設計</p> <p><平成26年度></p> <p>管渠延長 L=569m (女川浜 L=421m 伊勢 L=30m 宮ヶ崎 L=109m 鷺神浜 L=6m 石浜 L=3m)</p> <p><平成27年度></p> <p>管渠延長 L=352m (女川浜 L=247m 石浜 L=105m)</p> <p><平成28年度></p> <p>管渠延長 L=1, 631m (女川浜 L=192m 伊勢 L=343m 宮ヶ崎 L=396m 鷺神浜 L=222m 石浜 L=252m 清水 L=226m)</p> <p>追加申請 L=1, 266m増 (女川浜 L=682m増 伊勢 L=231m減 鷺神浜 L=190m増 石浜 L=258m増 清水 L=367m増)</p> <p><平成29年度></p> <p>管渠整備 L=3, 080m (女川浜 L=774m 伊勢 L=564m 鷺神浜 L=1, 154m 石浜 L=86m 小乗浜 L=295m 清水 L=207m)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>大規模な地盤沈下により、排水不良による浸水被害が頻発している。そのうえ、海岸に近いため、満潮時に吐口から海水が逆流し、周辺地域の冠水を招く状況にある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>○ 女川駅前造成：施行中、平成25年度～</p> <p>○ 2級河川女川災害復旧：施行中、平成25年度～</p> <p>○ 女川漁港鷺神岸壁災害復旧：施行中、平成25年度～</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 25 年度～平成 29 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	女川町	No.	94	事業番号	D-21-2	事業名	下水道事業 (雨水)	事業実施主体				女川町	
								事業実施主体					
項目	～平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
① 女川浜地区 L=2,316m				L=668m			L=192m	L=1,456m					H29 完了予定
							L=874m	L=774m					
② 伊勢 地区 L=706m		女川護岸	工事				架橋	L=343m	L=333m				H29 完了予定
				L=30m				L=112m	L=564m				
③ 宮ヶ崎地区 L=505m		海岸保全	施設整備			施設	完了						H28 完了予定
				L=109m				L=396m					
④ 鷺神浜地区 L=1,572m				L=6m				L=222m	L=1,344m				H29 完了予定
								L=412m	L=1,154m				
⑤ 石浜 地区 L=704m				L=108m				L=252m	L=344m				H29 完了予定
								L=510m	L=86m				
⑥ 小乗浜地区 L=295m												L=295m	H29 完了予定
⑦ 清水 地区 L=800m								L=226m				L=574m	H29 完了予定
								L=593m				L=207m	

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	97	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-3
交付団体		女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費		647,743 (千円)	全体事業費		647,743 (千円)
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進するものである。</p> <p>「小屋取地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、第8回及び第10回申請において、高台住宅団地整備に要する工事費及び用地補償費の配分を受けたところである。今回 (第16回申請) は、建築確認申請指導による擁壁根入れ (本体高) の変更、構造物の塩害対策仕様への変更及びプレキャスト製品の採用、工期短縮のための階段工の仕様変更、地元要望による工事中の環境・安全対策費増、諸経費率の見直しに伴う増工分の申請及び用地契約が完了したことに伴う既配分の用地・補償費について、実績の費用で申請 (減額) を行うものである。</p>					
【防災関連施設】					
1) 漁業集落道整備					
土地利用高度化再編整備に伴い、生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保に必要となる集落道路を整備する。					
・集落道路 L=337m (幅員: 4m)					
・集落道路 L=20m (幅員: 2m)					
2) 漁業集落排水施設整備					
土地利用高度化再編整備に伴い、現況水路等の付け替えで必要となる排水施設を整備する。					
・排水路 L=190m					
3) 防災安全施設整備					
土地利用高度化再編整備に伴い、漁村集落における防災安全のために必要な避難路、防火水槽を整備する。					
・避難路、避難階段 L=72m					
・防火水槽整備 1箇所 (仮設防火水槽の移設あり)					
4) 土地利用高度化再編整備費					
土地利用高度化再編整備に伴い、必要となる造成工事、漁村集落内の既存インフラの撤去及び切り回しの仮設施設整備、 工事中の環境・安全対策等 を行う。					
・準備工 1式 施設工 1式					
・防災工 1式 仮設工 1式					
・土工 1式					
5) その他					
・用地・補償費 A=7,992㎡					
当面の事業概要					
<平成28年度>					
・漁業集落道整備 (1~3号集落道路整備)					
・土地利用高度化再編整備 (造成工事等)					
・漁業集落排水路整備 (1~4号排水路整備)					
<平成29年度>					
・防災安全施設整備 (避難路・避難階段、防火水槽整備)					
・土地利用高度化再編整備 (造成工事等)					

東日本大震災の被害との関係	
----------------------	--

<p>女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。小屋取地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。</p>	
--	--

<p>そこで、現位置再建可能な住宅以外の住宅について、安全な高台に宅地を造成し、防災性の高い集落の形成を図るものである。</p>	
--	--

関連する災害復旧事業の概要	
----------------------	--

・簡易水道災害復旧事業	
-------------	--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
-----------------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--



交付団体	
------	--

基幹事業との関連性	
------------------	--

--	--

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 29 年度)

 変更前
 変更後

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				備考		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期			
交付団体	女川町	No.		97	事業番号				C-5-3				事業名				漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町
項目																			
法定手続き・許認可等																		事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施	
地域等の合意形成																			
調査・測量・設計																		実施設計は既配分の C-5-1 で実施	
用地買収																			
工事																			
その他 (議会等)																			

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-4
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	279,704 (千円)		全体事業費	641,087 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「御前浜地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、第15回申請で承認された計画及び全体事業費について、平成29年度に新たに必要となる事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=9,653㎡
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=8,300㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得、物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事

<平成29年度>

- ・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。御前浜地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前
 変更後 (変更なし)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	98	事業番号	C-5-4	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町												
項目																					
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																					
調査・測量・設計																					実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					仮設工・残存物撤去 高上げ・整地
その他 (議会等)																					集落道・排水路等施設整備

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	99	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-5
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	620,007 (千円)		全体事業費	1,238,739 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「尾浦地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、第15回申請で承認された計画及び全体事業費について、平成29年度に新たに必要となる事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

・造成工事：A=35,044㎡

漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備

・用地・補償費 A=28,200㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

・用地取得、物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事

<平成29年度>

・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備

・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備

・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。尾浦地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前
 変更後 (変更なし)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	99	事業番号	C-5-5	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町													
項目																						
法定手続き・許認可等																						事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																						
調査・測量・設計																						実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																						
工事																						仮設工・残存物撤去 高上げ・整地
その他 (議会等)																						集落道・排水路等施設整備

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-6
交付団体		女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費		249,851 (千円)	全体事業費	625,689 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「竹浦地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、「竹浦地区」に係る計画見直し及び実施設計に伴う工事費の精査により、全体事業費の変更申請及び平成29年度事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=15,366m²
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=11,100m²

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得、物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事

<平成29年度>

- ・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。竹浦地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前 平成 28 年 12 月現在
 変更後

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	100	事業番号	C-5-6	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町												
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																					
調査・測量・設計		実施設計																			基本・実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					
その他 (議会等)																					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	104	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-10
交付団体		女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費		211,313 (千円)	全体事業費	396,796 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「塚浜地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、「塚浜地区」に係る計画見直し及び実施設計に伴う工事費の精査により、全体事業費の変更申請及び平成29年度事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=8,207㎡
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=6,601㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得、物件補償 ・残存物撤去工事

<平成29年度>

- ・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。塚浜地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前 平成 28 年 12 月現在
 変更後

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	104	事業番号	C-5-10	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町												
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																					
調査・測量・設計	実施設計																				基本・実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					
その他 (議会等)																					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	105	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-11
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	443,202 (千円)		全体事業費	782,199 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「出島地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、第15回申請で承認された計画及び全体事業費について、平成29年度に新たに必要となる事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=15,437㎡
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=9,800㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得・物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事
- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成29年度>

- ・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。出島地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前
 変更後 (変更なし)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考								
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期									
交付団体	女川町	No.	105	事業番号	C-5-11	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町																				
項目																													
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施								
地域等の合意形成																													
調査・測量・設計																					実施設計は既配分の C-5-1 で実施								
用地買収																													
工事																					仮設工・残存物撤去 嵩上げ・整地 集落道・排水路等施設整備								
その他 (議会等)																													

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	106	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-12
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	551,601 (千円)		全体事業費	551,601 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「寺間地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、第14回申請で承認された計画及び全体事業費のうち平成29年度に新たに必要となる事業費の申請及び用地契約が完了したことに伴う既配分の用地・補償費について、実績の費用で申請 (減額) を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事 : A=10,513m²
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=2,500m²

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・漁業集落道整備 (1号集落道路整備、歩行者専用道路整備) ・漁業集落排水施設整備 (1号排水路整備)
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成29年度>

- ・漁業集落道整備 (1号集落道路整備、歩行者専用道路整備) ・漁業集落排水施設整備 (1号排水路整備)
- ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。寺間地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 29 年度)

 変更前
 変更後 (変更なし)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	106	事業番号	C-5-12	事業名	漁業集落防災機能強化事業										事業実施主体	女川町
項目																		
法定手続き・許認可等																		事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																		
調査・測量・設計																		実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																		
工事																		
その他 (議会等)																		

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	107	事業名	漁港施設機能強化事業	事業番号	C-6-3
交付団体	女川町	事業実施主体	(直接)間接	女川町	
総交付対象事業費	230,100 (千円)	全体事業費		230,100 (千円)	
事業概要					
<p>本事業は、震災（津波）により住家を失った多くの漁民が、避難先（本土の仮設住宅等）あるいは本土に求めた新居から生計を維持するため通勤するという生活パターンを強いられており、震災前と一変して彼らの漁船を尾浦漁港に係留せざるを得ないという状況を招いていることから、地元尾浦の一角に利用調整を目的とした出島地区専用の漁港施設整備を行い、尾浦、出島双方の漁港施設機能の健全化維持と生産力の向上を図る。</p> <p>概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成26年度> -2m物揚場 L=60m、取付護岸 L=50m、埋立 A=2,800㎡ (V=10,000m³)、船揚場撤去 1式 <平成28年度> 道路 L=77m、用地舗装 A=2,628㎡</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた。特に最大規模の地盤沈下は、すべての漁港施設機能を奪い、または著しく低下させ、日常化した岸壁や漁港用地の冠水は、漁業活動の大きな阻害要因になっている。また、このことから、漁港施設機能強化事業により、早期に漁港施設用地を嵩上げて、円滑な漁業活動に寄与することが必要である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>当該事業を実施することにより、下記のような災害復旧事業が円滑化される</p> <p>① 漁港災害復旧事業 一漁港施設と一体化し、施設機能を復元することで円滑な漁業活動の展開が実現するとともに、漁業活動拠点を異にする漁民相互の利用調整が図られ、生産性が向上する。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26～28 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	女川町	No.	107	事業番号	C-6-3	事業名	漁港施設機能強化事業				事業実施主体				女川町					
							26 年度				27 年度				28 年度				29 年度	
項目					第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期				
尾浦漁港工事	測量設計・埋立免許取得				入札・契約				漁港施設及び用地等工事				入札・契約				漁港施設及び用地等工事			
<関連事業> 尾浦漁港 災害復旧事業									工事											
									工種：物揚場・漁業用道路											
									工期：H30.3.20 まで											

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	110	事業名	女川町災害公営住宅整備事業（その24）	事業番号	D-4-24																																
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町																																	
総交付対象事業費	6,922,961（千円）		全体事業費	6,922,961（千円）																																	
事業概要																																					
<p>本町では、震災により住宅が滅失した被災者へ恒久的な住宅を供給するため平成29年度を目標に中心部鷺神浜地区に集合・戸建住宅を整備する予定であります。</p> <p>本地区については、第8, 11, 13, 14, 15回交付金事業計画により鷺神浜地区災害公営住宅の整備費として用地取得費、測量・地質調査費、基本設計費及び、平成28年度分実施設計、建設費の一部の配分（4,762,916千円）を受けております。</p> <p>今回申請においては、荒立・大道②、荒立・大道③、西区（集合）地区の事業費2,160,045千円を追加申請するもの</p> <p>鷺神浜地区</p> <table><tr><td>内山</td><td>:</td><td>12戸（木造平屋建て/2階建て）</td><td></td></tr><tr><td>荒立・大道①</td><td>:</td><td>18戸（中層耐火（RC）4階片廊下</td><td>1棟</td></tr><tr><td>荒立・大道②</td><td>:</td><td>16戸（木造平屋建て/2階建て）</td><td>今回申請</td></tr><tr><td>荒立・大道③</td><td>:</td><td>60戸（中層耐火（RC）5階片廊下</td><td>2棟 今回申請</td></tr><tr><td>西区（集合）</td><td>:</td><td>52戸（中層耐火（RC）5階片廊下</td><td>1棟 今回申請</td></tr><tr><td>西区（戸建）</td><td>:</td><td>30戸（木造平屋建て/2階建て）</td><td></td></tr><tr><td>桜ヶ丘</td><td>:</td><td>11戸（木造平屋建て/2階建て）</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>:</td><td>199戸</td><td></td></tr></table>						内山	:	12戸（木造平屋建て/2階建て）		荒立・大道①	:	18戸（中層耐火（RC）4階片廊下	1棟	荒立・大道②	:	16戸（木造平屋建て/2階建て）	今回申請	荒立・大道③	:	60戸（中層耐火（RC）5階片廊下	2棟 今回申請	西区（集合）	:	52戸（中層耐火（RC）5階片廊下	1棟 今回申請	西区（戸建）	:	30戸（木造平屋建て/2階建て）		桜ヶ丘	:	11戸（木造平屋建て/2階建て）		計	:	199戸	
内山	:	12戸（木造平屋建て/2階建て）																																			
荒立・大道①	:	18戸（中層耐火（RC）4階片廊下	1棟																																		
荒立・大道②	:	16戸（木造平屋建て/2階建て）	今回申請																																		
荒立・大道③	:	60戸（中層耐火（RC）5階片廊下	2棟 今回申請																																		
西区（集合）	:	52戸（中層耐火（RC）5階片廊下	1棟 今回申請																																		
西区（戸建）	:	30戸（木造平屋建て/2階建て）																																			
桜ヶ丘	:	11戸（木造平屋建て/2階建て）																																			
計	:	199戸																																			
当面の事業概要																																					
<p><平成25～28年度></p> <p>用地取得、測量・土質調査、基本設計、実施設計</p> <p><平成26～29年度></p> <p>本体工事、屋外付帯工事、施工監理</p>																																					
東日本大震災の被害との関係																																					
<p>東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた中心部において、被災者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の整備を行う。</p>																																					
関連する災害復旧事業の概要																																					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成25～29年度)

平成28年12月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

上段：変更前計画 下段：変更後計画

交付団体	女川町	No.	110	事業番号	D-4-24	事業名	女川町災害公営住宅整備事業 (その24)							事業実施主体	女川町
							～平成26年度				平成27年度				
項目							第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	備考
用地買収															
測量・調査・設計															
本体工事															平成29年度第3 四半期
女川町被災市街地復興 土地区画整理事業 (宅地完成完了)		内山						荒立・大道①			桜ヶ丘			荒立・大道②	
											荒立・大道③、西区				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	116	事業名	漁港施設機能強化事業(直接補助分)	事業番号	C-6-4
交付団体	女川町	事業実施主体	(直接/間接) 女川町		
総交付対象事業費	632,807 (千円)	全体事業費		819,417 (千円)	
事業概要					
本事業は、被災を受けた漁港施設用地の早期復興を実現するため、地盤沈下した漁港施設用地の嵩上げ及び用地舗装の復旧整備、排水施設の復旧整備を行い、漁港施設機能の復旧を図る。					
概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成26年度~29年度>					
用地					
盛土工 A=60,681㎡(既配分A=50,339㎡(A=10,342㎡の増))					
東日本大震災の被害との関係					
女川町は東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた。漁港施設用地は被災を受け、地盤沈下しているため満潮時には海水が漁港施設用地に乗り上げて漁業活動に支障を来しているため、地元漁民からは早期の復旧を要望されている。 このことから、漁港施設機能強化事業により、早期に漁港施設用地を嵩上げして、円滑な漁業活動に寄与することが必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
当該事業を実施することにより、下記のような災害復旧事業が円滑化される					
① 漁港災害復旧事業 ー漁港施設と一体化し、円滑な漁業活動が可能					
② 漁港海岸災害復旧事業 ー海岸施設と一体化し、円滑な漁業活動が可能					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 25～29 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

NO. 1

交付団体	女川町	No.	116 事業番号 C-6-4				事業名	漁港施設機能強化事業 (直接補助分)				事業実施主体				女川町			
			～平成 26 年度					平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
			第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
指ヶ浜漁港 漁港施設機能強化事業	工事(第7回申請)																		
<関連事業> 指ヶ浜漁港 災害復旧事業	工事												工事						
	工事種: 第2物揚場・漁業用道路 工期: H27.9.30まで												工事種: 船揚場 工期: H30.3.20まで						
御前漁港 漁港施設機能強化事業	工事(第7回申請)																		
<関連事業> 御前漁港 災害復旧事業	工事																		
	工事種: 護岸4箇所・物揚場・橋・漁業用道路・堤防・防潮堤・陸閘・階段・水門・離岸堤 工期: H30.3.20まで																		

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表（平成 25～29 年度）

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

NO. 3

交付団体	女川町	No.	116 事業番号 C-6-4				事業名	事業実施主体								女川町				
			～平成 26 年度					平成 27 年度				平成 28 年度					平成 29 年度			
			第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
桐ヶ崎漁港 漁港施設機能強化事業			工事(第 7 回申請)					工事(第 10 回申請)				工事(第 13 回申請)								
<関連事業> 桐ヶ崎漁港 災害復旧事業		工事 工期: H26. 12. 25 まで				工事														
							工事 工期: H29. 3. 20 まで													
野野浜漁港 漁港施設機能強化事業			工事(第 7 回申請)									工事(第 13 回申請)								
<関連事業> 野野浜漁港 災害復旧事業		工事 工期: H27. 3. 20 まで				工事														
							工事 工期: H28. 12. 22 まで													

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表（平成 25～29 年度）

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

NO. 4

交付団体	女川町	No.	116	事業番号	C-6-4	事業名	漁港施設機能強化事業（直接補助分）	事業実施主体				女川町				
項目	～平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
飯子浜漁港 漁港施設機能強化事業	工事(第7回申請)															
<関連事業> 飯子浜漁港 災害復旧事業	工事															
					工種：物揚場・船揚場・漁業用道路 工期：H28.3.18 まで											
塚浜漁港 漁港施設機能強化事業	工事(第7回申請)								工事(第13回申請)				工事(第16回申請)			
<関連事業> 塚浜漁港 災害復旧事業	工事															
					工種：防波堤 2 箇所・物揚場 2 箇所 ・岸壁・護岸 2 箇所 工期：H27.3.20 まで				工事							
													工種：防波堤・物揚場・護岸・船揚場・漁業用道路 工期：H29.3.17 まで			

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表（平成 25～29 年度）

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

NO. 5

交付団体	女川町	No.	116	事業番号	C-6-4	事業名	漁港施設機能強化事業（直接補助分）	事業実施主体				女川町				
項 目	～平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
小屋取漁港 漁港施設機能強化事業	工 事(第 7 回申請)								工 事(第 16 回申請)							
<関連事業> 小屋取漁港 災害復旧事業					工 事											
					工 種：防波堤・護岸 2 箇所・物揚場・道路護岸・漁業用道路 工期：H29. 3. 17 まで											
出島漁港 漁港施設機能強化事業	工 事(第 7 回申請)				工 事(第 10 回申請)				工 事(第 13 回申請)				工 事(第 16 回申請)			
<関連事業> 出島漁港 災害復旧事業	工 事															
	工 種：物揚場 2 箇所・護岸 工期：H26. 9. 30 まで				工 事											
					工 種：防波堤 2 箇所・物揚場 3 箇所・護岸 3 箇所・船揚場 2 箇所・ 道路護岸・漁業用道路 工期：H28. 12. 22 まで											

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表（平成 25～29 年度）

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

NO. 6

交付団体	No.	事業番号	事業名	事業実施主体				No.								
				事業実施主体												
項目	～平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
寺間漁港 漁港施設機能強化事業	116	C-6-4	漁港施設機能強化事業（直接補助分）	女川町												
<関連事業> 寺間漁港 災害復旧事業																
	工種：防波堤・護岸・物揚場 2 箇所・船揚場 2 箇所 工期：H27.3.13 まで				工種：防波堤・物揚場 4 箇所・護岸 4 箇所・消波堤・岸壁・ 道路護岸・漁業用道路 工期：H28.12.22 まで											
江の島漁港 漁港施設機能強化事業																
<関連事業> 江の島漁港 災害復旧事業																
	工種：岸壁・物揚場 3 箇所・防波堤・護岸 4 箇所・船揚場・漁業用道路 2 箇所 工期：H28.12.22 まで															

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 25 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	117	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-13
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	224,888 (千円)		全体事業費	414,022 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「指ヶ浜地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、第15回申請で承認された計画及び全体事業費について、平成29年度に新たに必要となる事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=10,042㎡
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=7,700㎡

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得、物件補償 ・仮設工・残存物撤去工事

<平成29年度>

- ・仮設工 ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。指ヶ浜地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前
 変更後 (変更なし)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	117	事業番号	C-5-13	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町												
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
調査・測量・設計																					基本・実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					
その他 (議会等)																					集落道・排水路等施設整備

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-14
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町	
総交付対象事業費	296,906 (千円)		全体事業費	701,632 (千円)	

事業概要

「女川町復興計画 (平成23年9月)」において位置づけられている「漁港の再整備と水産業の再生」を踏まえ、離半島部の小規模な漁村集落を対象に、高台移転後の安全・安心な水産業の操業環境を確保するための地盤の嵩上げ、防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産基盤づくりを推進するものである。

「横浦地区」については、第1回申請により配分を受けた漁業集落防災機能強化測量調査設計事業により作成した漁業集落防災機能強化事業計画書に基づき事業を進めており、今回 (第16回申請) は、「横浦地区」に係る計画見直し及び実施設計に伴う工事費の精査により、全体事業費の変更申請及び平成29年度事業費の申請を行うものである。

【概要】

土地利用高度化再編整備に伴い必要となる造成工事、道路・水路等のインフラや避難路等の防災安全施設の整備を行う。

- ・造成工事：A=16,277m²
漁業集落道整備・漁業集落排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備
- ・用地・補償費 A=9,200m²

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成28年度>

- ・用地取得、物件補償 ・残存物撤去工事

<平成29年度>

- ・仮設工 ・残存物撤去工事・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備
- ・防災安全施設整備 (防火水槽整備) ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

<平成30年度>

- ・漁業集落道整備 ・漁業集落排水施設整備 ・土地利用高度化再編整備 (水産関係用地造成整備)

東日本大震災の被害との関係

女川町は、東日本大震災に伴う津波により、壊滅的な被害を受けた。横浦地区にあっても多くの漁業関連施設・建築物が全壊・流出し、集落の復興が困難な状況である。

そこで、高台移転後の低地部において、女川町の生業である安全で防災性の高い水産業基盤の再生を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要



- ・簡易水道災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 26 年度～平成 30 年度)

 変更前 平成 28 年 12 月現在
 変更後

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	118	事業番号	C-5-14	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業実施主体	女川町												
法定手続き・許認可等																					事業計画書は既配分の C-5-1 事業で実施
地域等の合意形成																					
調査・測量・設計		基本設計	実施設計																		基本・実施設計は既配分の C-5-1 で実施
用地買収																					
工事																					
その他 (議会等)																					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。
 (注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。
 (注) 平成 28 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	125	事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校校舎）	事業番号	A-1-1
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	48,194（千円）		全体事業費	1,273,159（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-1）では小学校校舎の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	125	事業番号	A-1-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (小学校校舎)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→			入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校体育館）	事業番号	A-1-2
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	18,076（千円）	全体事業費	477,464（千円）		
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-2）では小学校体育館の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度＞					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	126	事業番号	A-1-2	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (小学校体育館)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
								施工監理					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	127	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校校舎）	事業番号	A-1-3
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	43,896（千円）	全体事業費		1,159,616（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-3）では中学校校舎の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	127	事業番号	A-1-3	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校校舎)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→			入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	128	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校体育館）	事業番号	A-1-4
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	23,220（千円）		全体事業費	613,315（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-4）では中学校体育館の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	128	事業番号	A-1-4	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校体育館)				事業実施主体	女川町	
用地の造成	切土、整地				土地の引き渡し								都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事					入札、契約				建設・設備工事				・ H31. 1 着工 ・ H32. 7 完成
									施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校武道場）	事業番号	A-2-1
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	4,606（千円）		全体事業費	121,679（千円）	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業（A-2-1）では、中学校武道場（柔道場）の整備を行い、体育（武道）の授業や部活動で使用するものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

※ 予定規模：柔道場本体：255㎡、更衣室・トイレ等：64㎡ 計：319㎡

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保

①学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 29 年度>

基本設計、実施設計を実施する。

※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	129	事業番号	A-2-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校武道場)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→			入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	130	事業名	女川小・中学校移転整備事業（給食調理場）	事業番号	A-2-2
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	2,694（千円）	全体事業費	71,197（千円）		
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-2）では小・中学校共通の共同給食調理場の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	130	事業番号	A-2-2	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (給食調理場)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
								施工監理					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	131	事業名	女川小・中学校移転整備事業（プール）	事業番号	A-2-3
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	1,837（千円）		全体事業費	48,521（千円）	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業（A-2-3）では、校舎（体育館）の屋上に屋外プールの整備を行い、体育の授業や夏季休業中に使用するものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

※予定規模：（一般型）プール（水）面積：400㎡（小学校：230㎡、中学校：170㎡）

プールサイド：600㎡（小学校：345㎡、中学校：255㎡）

更衣シャワー室：32×2=64㎡（小学校：37㎡、中学校：27㎡）

トイレ：24×2=48㎡（小学校：28㎡、中学校：20㎡）

機械室・倉庫：64㎡（小学校：37㎡、中学校：27㎡）

計：1,176㎡（小学校：676㎡、中学校：500㎡）

小学校：事業費 27,874千円（今回申請額 1,055千円）

中学校：事業費 20,647千円（今回申請額 782千円）

注）上記の面積は小学校の児童数及び中学校の生徒数を用いて按分している。

<小学校児童数：216人、中学校生徒数：160人>

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保

①学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 29 年度>

基本設計、実施設計を実施する。

※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	131	事業番号	A-2-3	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (プール)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計		基本設計、実施設計											
本工事						入札、契約				建設・設備工事			・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
										施工監理			

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	女川小・中学校移転整備事業（グラウンド整備）	事業番号	A-2-4
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	1,682（千円）		全体事業費	60,200（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-4）ではグラウンドの整備（防球フェンスの設置含む）を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	132	事業番号	A-2-4	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (グラウンド整備)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
								施工監理					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	女川小・中学校移転整備事業（非常用発電機）		事業番号	A-2-5
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	111（千円）		全体事業費	4,013（千円）		
事業概要						
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-5）では停電時に備えた非常用発電機の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>						
女川町復興計画						
第四章 復興基本計画						
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保						
①学校施設の復旧・再建						
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。						
⑤学校教育の展開の推進						
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 29 年度>						
基本設計、実施設計を実施する。						
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>						

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	133	事業番号	A-2-5	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (非常用発電機)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計		基本設計、実施設計											
本工事						入札、契約				建設・設備工事			・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
										施工監理			

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	134	事業名	女川小・中学校移転整備事業（太陽光発電）	事業番号	A-2-6
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町	
総交付対象事業費	2,222（千円）		全体事業費	79,470（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-6）では太陽光発電装置及び電力貯蔵設備（蓄電池）の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	134	事業番号	A-2-6	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (太陽光発電)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→			入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	135	事業名	女川小・中学校移転整備事業（ピロティ等）	事業番号	◆A-1-1-1
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	36,801（千円）	全体事業費	426,111（千円）		
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（◆A-1-1-1）ではピロティの整備や外構等に係る設計を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
基本設計、実施設計を実施する。					
※ 平成30年度から建築を行い、平成32年度に学校を供用開始する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災前、町内には小学校 3 校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校 2 校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。</p> <p>町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。</p> <p>しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校校舎）
交付団体	女川町
基幹事業との関連性	
A-1-1女川町小・中学校移転整備事業（小学校校舎）等において学校施設を整備するにあたり、1階部分にピロティの整備を行うものである。ピロティは駐車スペースとして活用する。 また、用地が住宅建設向けの地盤であることから、学校建設のために必須の地盤改良工事、盛土を行うほか、外構整備や近隣対策としてスプリンクラーの設置が必要であり、そのための設計費を申請する。	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 28 年 12 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	136	事業番号	◆A-1-1-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (ピロティ等)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計		基本設計、実施設計											
本工事						入札、契約				建設・設備工事			・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
										施工監理			

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	道路事業 (竹浦団地取付道路)	事業番号	D-1-6
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	393,054 (千円)	全体事業費	699,518 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた竹浦地区における防災集団移転促進事業に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備を実施する。</p> <p>道路整備は、高台の竹浦団地と国道398号を結ぶものであり、移転した住民の生活道路として利用されるものである。</p> <p>事業実施年度は高台団地の造成に合わせ行い、工事用道路として供用を開始したのち、将来的には町道として供用を図る。</p> <p>竹浦地区では第15回申請までに393,054千円 (国費 : 304,616千円) の配分を受けている。</p> <p>今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、不足する事業費306,464千円 (国費 : 237,509千円) を他事業の執行残から充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日</p> <p>造成費等の追加の交付金申請をせずに他事業の執行残を本事業に充当するため、D-23-12防災集団移転促進事業 (事業費) (竹浦地区) から306,464千円 (国費 : H23予算237,509千円) を流用。これにより、交付対象事業費は699,518千円 (国費 : 542,125千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
平成 24 年度は路線測量、実施設計、土地権利調査、不動産鑑定調査、権利補償調査を進め、平成 25~28 年度に工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	道路事業 (横浦団地取付道路)	事業番号	D-1-7
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	283,464 (千円)	全体事業費	411,524 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた横浦地区における防災集団移転促進事業に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備を実施する。</p> <p>道路整備は、高台の横浦団地と (主) 女川・牡鹿線を結ぶものであり、移転した住民の生活道路として利用されるものである。</p> <p>事業実施年度は高台団地の造成に合わせ行い、工事用道路として供用を開始したのち、将来的には町道として供用を図る。</p> <p>横浦地区では第15回申請までに283,464千円 (国費 : 219,684千円) の配分を受けている。</p> <p>今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、不足する事業費128,060千円 (国費 : 99,245千円) を他事業の執行残から充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日</p> <p>造成費等の追加の交付金申請をせずに他事業の執行残を本事業に充当するため、D-23-12防災集団移転促進事業 (事業費) (竹浦地区) から37,851千円 (国費 : H23予算29,334千円) を、D-1-8道路事業 (飯子浜団地取付道路) から64,611千円 (国費 : H23予算50,073千円) を、D-1-9道路事業 (塚浜団地取付道路) から25,598千円 (国費 : H23予算19,838千円) を流用。これにより、交付対象事業費は411,524千円 (国費 : 318,929千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
平成 24 年度は路線測量、実施設計、土地権利調査、不動産鑑定調査、権利補償調査を進め、平成 25~30 年度に工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	道路事業 (飯子浜団地取付道路)	事業番号	D-1-8
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	245,117 (千円)	全体事業費	180,506 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた飯子浜地区における防災集団移転促進事業に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備を実施する。</p> <p>道路整備は、高台の飯子浜団地と (主) 女川・牡鹿線を結ぶものであり、移転した住民の生活道路として利用されるものである。</p> <p>事業実施年度は高台団地の造成に合わせ行い、工用道路として供用を開始したのち、将来的には町道として供用を図る。</p> <p>飯子浜地区では第15回申請までに245,117千円 (国費: 189,965千円) の配分を受けている。</p> <p>今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、執行残のうち、64,611千円 (国費: 50,073千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日</p> <p>事業費の精査により、執行残のうち64,611千円 (国費: H23予算50,073千円) をD-1-7道路事業 (横浦団地取付道路) に流用。これにより、交付対象事業費は180,506千円 (国費: 139,892千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
平成 24 年度は路線測量、実施設計、土地権利調査、不動産鑑定調査、権利補償調査を進め、平成 25~28 年度に工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	56	事業名	道路事業 (塚浜団地取付道路)	事業番号	D-1-9
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	222,388 (千円)	全体事業費	196,790 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた塚浜地区における防災集団移転促進事業に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備を実施する。</p> <p>道路整備は、高台の塚浜団地と (町) 飯子浜・小屋取線を結ぶものであり、移転した住民の生活道路として利用されるものである。</p> <p>事業実施年度は高台団地の造成に合わせ行い、工事用道路として供用を開始したのち、将来的には町道として供用を図る。</p> <p>塚浜地区では第15回申請までに222,388千円 (国費 : 172,350千円) の配分を受けている。</p> <p>今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、執行残のうち、25,598千円 (国費 : 19,838千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日</p> <p>事業費の精査により、執行残のうち25,598千円 (国費 : H23予算19,838千円) をD-1-7道路事業 (横浦団地取付道路) に流用。これにより、交付対象事業費は196,790千円 (国費 : 152,512千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
平成 24 年度は路線測量、実施設計、土地権利調査、不動産鑑定調査、権利補償調査を進め、平成 25~28 年度に工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	防災集団移転促進事業 (事業費)	事業番号	D-23-12
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	1,418,860 (千円)	全体事業費	1,944,716 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>町中心部では、都市再生事業計画と併せて複数の地区を集約した事業化を図り、小規模な漁村集落が点在する離半島部では、これまでに培われた文化、コミュニティを維持するため、個々の集落の背後地への集団移転を進めるものである。</p> <p>平成28年度においても、第1回申請からの検討熟度の高まり (地区住民の意向把握等) を踏まえ、継続して「竹浦地区」の造成工事と公共施設整備を行う。</p> <p>竹浦地区では第15回申請までに2,249,680千円 (国費: 1,968,468千円) の配分を受けていたが、今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、執行残のうち、304,964千円 (国費: 266,843千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成26年10月15日 造成費等についての追加申請を行わず、D-23-25防災集団移転促進事業 (事業費) (中心部地区) より830,820千円 (国費: 726,967千円) を流用。これにより、交付対象事業費は2,224,640千円 (国費: 1,946,558千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日 事業費の精査により、執行残のうち271,439千円 (国費: H23予算237,509千円) をD-1-6道路事業 (竹浦団地取付道路) に、33,525千円 (国費: H23予算29,334千円) をD-1-7道路事業 (横浦団地取付道路) に流用。これにより、交付対象事業費は1,944,716千円 (国費: 1,701,625千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・用地取得 <p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・造成工事、公共施設整備工事・移転者に対する利子補給等					

東日本大震災の被害との関係	
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>	
関連する災害復旧事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港復旧事業（尾浦漁港、塚浜漁港、寺間漁港ほか） ・ 国道 398 号復旧事業 ・ 主要地方道女川牡鹿線復旧事業 	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	防災集団移転促進事業 (事業費)	事業番号	D-23-13
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	525,695 (千円)	全体事業費	706,632 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>町中心部では、都市再生事業計画と併せて複数の地区を集約した事業化を図り、小規模な漁村集落が点在する離半島部では、これまでに培われた文化、コミュニティを維持するため、個々の集落の背後地への集団移転を進めるものである。</p> <p>桐ヶ崎地区では第15回申請までに756,936千円 (国費: 662,316千円) の配分を受けていたが、今回、工事の進捗に伴う事業費の精査により、執行残のうち、50,304千円 (国費: 44,016千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成26年10月15日 造成費等についての追加申請を行わず、D-23-25防災集団移転促進事業 (事業費) (中心部地区) より231,241千円 (国費: 202,335千円) を流用。これにより、交付対象事業費は756,936千円 (国費: 662,316千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日 事業費の精査により、執行残のうち50,304千円 (国費: H23予算44,016千円) をD-23-14防災集団移転促進事業 (事業費) (横浦地区) に流用。これにより、交付対象事業費は706,632千円 (国費: 618,300千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 用地取得・ 造成工事、中心部地区への残土処分 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事・ 移転者に対する利子補給等 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事・ 移転者に対する利子補給等					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、</p>					

居住地を安全な高台に集団で移転する。
また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。

関連する災害復旧事業の概要

- ・ 漁港復旧事業（尾浦漁港、塚浜漁港、寺間漁港ほか）
- ・ 国道 398 号復旧事業
- ・ 主要地方道女川牡鹿線復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	防災集団移転促進事業 (事業費)	事業番号	D-23-14
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	1,375,302 (千円)	全体事業費	1,425,606 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>町中心部では、都市再生事業計画と併せて複数の地区を集約した事業化を図り、小規模な漁村集落が点在する離半島部では、これまでに培われた文化、コミュニティを維持するため、個々の集落の背後地への集団移転を進めるものである。</p> <p>平成28年度においても、第1回申請からの検討熟度の高まり (地区住民の意向把握等) を踏まえ、継続して「横浦地区」についての造成工事と公共施設整備を行う。</p> <p>横浦地区では工事の進捗に伴う事業費の精査により、全体事業費が1,477,212千円から1,425,606千円に減額となる。</p> <p>本事業は、第15回申請までに1,375,302千円の配分を受けているところであり、残りの事業費50,304千円は他事業の執行残から流用し、追加申請は行わない事とする。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日</p> <p>造成費等の追加交付申請をせずに他事業の執行残を本事業に充当するため、D-23-13防災集団移転促進事業 (事業費) (桐ヶ崎地区) から50,304千円 (国費 : H23予算44,016千円) を流用。これにより、交付対象事業費は1,425,606千円 (国費 : 1,247,405千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事・ 移転者に対する利子補給等					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 漁港復旧事業（尾浦漁港、塚浜漁港、寺間漁港ほか）・ 国道 398 号復旧事業・ 主要地方道女川牡鹿線復旧事業 |
|--|

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	防災集団移転促進事業 (事業費)	事業番号	D-23-16
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	1,008,914 (千円)	全体事業費		1,293,930 (千円)	
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>町中心部では、都市再生事業計画と併せて複数の地区を集約した事業化を図り、小規模な漁村集落が点在する離半島部では、これまでに培われた文化、コミュニティを維持するため、個々の集落の背後地への集団移転を進めるものである。</p> <p>塚浜地区では第15回申請までに1,263,988千円 (国費: 1,105,987千円) の配分を受けているが、今回、H28年度中の工事完了に伴う事業費の精査により不足する事業費29,942千円 (国費: 26,199千円) を他事業の執行残から充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 26 年 10 月 15 日 造成費等の追加の交付金申請をせずに他事業の執行残を充当するため、D-23-25防災集団移転促進事業 (事業費) (中心部地区) より255,074千円 (国費: 223,189千円) を流用。これにより、交付対象事業費は1,213,547千円 (国費: 1,061,852千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 28 年 9 月 2 日 造成費等の追加の交付金申請をせずに他事業の執行残を本事業に充当するため、D-23-24防災集団移転促進事業 (事業費) (寺間地区) から29,942千円 (国費: H23予算26,199千円) を流用。これにより、交付対象事業費は1,293,930千円 (国費: 1,132,186千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 造成工事、公共施設整備工事・ 移転者に対する利子補給等					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコ</p>					

コミュニティの回復を図る。	
関連する災害復旧事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港復旧事業（尾浦漁港、塚浜漁港、寺間漁港ほか） ・ 国道 398 号復旧事業 ・ 主要地方道女川牡鹿線復旧事業 	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	防災集団移転促進事業 (事業費)	事業番号	D-23-24
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	1,117,316 (千円)	全体事業費	754,715 (千円)		
事業概要					
<p>「女川町復興計画 (平成23年9月)」において、「本格的な生活再建の場として、町中心部・離半島部ともに高台への居住などにより、安全な居住地の確保を進める」とされており、町中心部・離半島部の集落を対象として防災集団移転促進事業を適用する。</p> <p>町中心部では、都市再生事業計画と併せて複数の地区を集約した事業化を図り、小規模な漁村集落が点在する離半島部では、これまでに培われた文化、コミュニティを維持するため、個々の集落の背後地への集団移転を進めるものである。</p> <p>寺間地区では第15回申請までに784,657千円 (国費 : 686,573千円) の配分を受けていたが、今回、H27年度中の工事完了に伴う事業費の精査により、執行残のうち、29,942千円 (国費 : 26,199千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平 26 年 10 月 15 日</p> <p>移転促進区域の変更等により、用地費及び移転補助等の執行残である332,659千円 (国費 : 291,076千円) をD-23-17防災集団移転促進事業 (事業費) (指ヶ浜地区) へ流用。これにより、交付対象事業費は752,711千円 (国費 : 658,621千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成28年9月2日</p> <p>事業費の精査により、執行残のうち29,942千円 (国費 : H23予算26,199千円) をD-23-16防災集団移転促進事業 (事業費) (塚浜地区) に流用。これにより、交付対象事業費は754,715千円 (国費 : 660,374千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・用地取得・造成工事、公共施設整備工事 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・造成工事、公共施設整備工事・移転者に対する利子補給等					
東日本大震災の被害との関係					
<p>女川町は東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けた。中心部はもとより、離半島部に点在する漁村集落も多くの建物が全壊・流出し、また、道路や通信インフラなども壊滅的な被害を受け、既存の集落区域での復興が困難な状況である。</p> <p>そこで、今次津波と同程度の津波が襲来した場合であっても住民の生命や生活の安全性を確保するため、居住地を安全な高台に集団で移転する。</p> <p>また、良好な居住環境を創出することで魅力を高め、地区外に避難している住民を呼び戻し、震災前のコミュニティの回復を図る。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 漁港復旧事業（尾浦漁港、塚浜漁港、寺間漁港ほか）・ 国道 398 号復旧事業・ 主要地方道女川牡鹿線復旧事業 |
|--|

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
----------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	女川町災害公営住宅整備事業（その11）	事業番号	D-4-11
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町		
総交付対象事業費	125,930（千円）	全体事業費		102,726（千円）	
事業概要					
<p>第4回交付金事業計画により野々浜地区災害公営住宅の整備費の配分（125,930千円）を受けております。 事業一部完了に伴い、事業費に残額（15,304千円）が生じる予定のため一部減額（13,978千円）申請するものである。</p> <p>野々浜地区： 1団地5戸（戸建住宅）</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成26年1月28日） 他の事業で事業費の不足が生じたことから、D-4-18へ9,226千円（国費：8,072千円）を流用。これにより、交付対象事業費は116,704千円（国費：102,116千円）へ減額。 （事業間流用による経費の変更）（平成28年9月2日） 他の事業で事業費の不足が生じたことから、執行残のうちからD-4-14女川町災害公営住宅整備事業（その14）へ13,978千円（国費：H23予算12,230千円）を流用。これにより、交付対象事業費は102,726千円（国費：89,886千円）へ減額。</p>					
当面の事業概要					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部において、被災者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の整備を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成28年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	70	事業名	女川町災害公営住宅整備事業 (その14)	事業番号	D-4-14
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町		
総交付対象事業費	25,971 (千円)	全体事業費	39,949 (千円)		
事業概要					
第4回交付金事業計画により小屋取地区災害公営住宅の整備費の配分 (25,971千円) を受け事業を進めてきたところである。					
小屋取地区: 1団地1戸 (戸建住宅)					
(事業間流用による経費の変更) (平成28年9月2日)					
物価上昇等により、事業費が増額となったためD-4-11女川町災害公営住宅整備事業 (その11) から13,978千円 (国費: H23予算12,230千円) を流用。これにより、交付対象事業費は39,949千円 (国費: 34,954千円) へ増額。					
当面の事業概要					
<平成28年度>					
基本設計、実施設計、本体工事、屋外付帯工事、施工管理					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部において、被災者の居住の安定を図るために、災害公営住宅の整備を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

女川町 復興交付金事業計画 平成29年度 復興交付金事業等

省庁名: 文部科学省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
125	A - 1 - 1	女川小・中学校移転整備事業(小学校校舎)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0) 48,194 <48,194>	(0) 48,194 <48,194>	(0) 36,145 <36,145>			
126	A - 1 - 2	女川小・中学校移転整備事業(小学校体育館)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0) 18,076 <18,076>	(0) 18,076 <18,076>	(0) 13,557 <13,557>			
127	A - 1 - 3	女川小・中学校移転整備事業(中学校校舎)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0) 43,896 <43,896>	(0) 43,896 <43,896>	(0) 32,922 <32,922>			
128	A - 1 - 4	女川小・中学校移転整備事業(中学校体育館)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0) 23,220 <23,220>	(0) 23,220 <23,220>	(0) 17,415 <17,415>			
129	A - 2 - 1	女川小・中学校移転整備事業(中学校武道場)	堀切山地区	町	町	直接	1/3	(0) 4,606 <4,606>	(0) 4,606 <4,606>	(0) 3,075 <3,075>			事務費の上乗せ(1%分) 5,858,176+250/319=4,591,000 4,591,000+4,591,000*1/3+0.01=4,606,000 4,591,000*1/3=1,530,000 1,530,000*1.01=1,545,000 (4,591,000-1,530,000)/2=1,530,000 1,545,000+1,530,000=3,075,000
130	A - 2 - 2	女川小・中学校移転整備事業(給食調理場)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0) 2,694 <2,694>	(0) 2,694 <2,694>	(0) 2,023 <2,023>			事務費の上乗せ(1%分) 5,036,118+213/400=2,681,000 2,681,000+2,681,000*1/2+0.01=2,694,000 2,681,000*1/2=1,340,000 1,340,000*1.01=1,353,000 (2,681,000-1,340,000)/2=670,000 1,353,000+670,000=2,023,000
131	A - 2 - 3	女川小・中学校移転整備事業(プール)	堀切山地区	町	町	直接	1/3	(0) 1,837 <1,837>	(0) 1,837 <1,837>	(0) 1,226 <1,226>			事務費の上乗せ(1%分) 5,383,511+400/1,176=1,831,000 1,831,000+1,831,000*1/3+0.01=1,837,000 1,831,000*1/3=610,000 610,000*1.01=616,000 (1,831,000-610,000)/2=610,000 616,000+610,000=1,226,000
132	A - 2 - 4	女川小・中学校移転整備事業(グラウンド整備)	堀切山地区	町	町	直接	1/3	(0) 1,682 <1,682>	(0) 1,682 <1,682>	(0) 1,123 <1,123>			事務費の上乗せ(1%分) 13,451,500+60,000/481,087,800=1,677,000 1,677,000+1,677,000*1/3+0.01=1,682,000 1,677,000*1/3=559,000 559,000*1.01=564,000 (1,677,000-559,000)/2=559,000 564,000+559,000=1,123,000

133	A - 2 - 5	女川小・中学校移転整備事業(非常用発電機)	堀切山地区	町	町	直接	1/3	(0)	(0)	(0)			事務費の上乗せ(1%分) 407,819*4,000,000/14,585,500=111,000 111,000+111,000*1/3*0.01=111,000 111,000*1/3=37,000 37,000*1.01=37,000 (111,000-37,000)/2=37,000 37,000+37,000=74,000
								<111>	<111>	<74>			
134	A - 2 - 6	女川小・中学校移転整備事業(太陽光発電)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0)	(0)	(0)			事務費の上乗せ(1%分) 2,598,341*79,075,900/92,928,700=2,211,000 2,211,000+2,211,000*1/2*0.01=2,222,000 2,211,000*1/2=1,105,000 1,105,000*1.01=1,116,000 (2,211,000-1,105,000)/2=553,000 1,116,000+553,000=1,669,000
								<2,222>	<2,222>	<1,669>			
135	◆ A - 1 - 1 - 1	女川小・中学校移転整備事業(ピロティ等)	堀切山地区	町	町	直接	4/5	(0)	(0)	(0)			
								36,801	36,801	29,440			
								<36,801>	<36,801>	<29,440>			
							合計額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								183,339	183,339	138,669	0	0	
								<183,339>	<183,339>	<138,669>	<0>	<0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 鈴木 一弘
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

女川町 復興交付金事業計画 平成28年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
20	C - 7 - 3	女川町水産加工団地排水処理施設整備事業	宮ヶ崎・石浜 地区	町	町	直接	1/2	(46,063) 0 <46,063>	(46,063) 0 <46,063>	(34,547) 0 <34,547>			
48	☆ F - 1 - 1 - 1	漁業集落復興効果促進事業	女川町	町	町	直接	4/5	(87,828) 0 <87,828>	(87,828) 0 <87,828>	(70,262) 0 <70,262>			
97	C - 5 - 3	漁業集落防災機能強化事業	小屋取地区	町	町	直接	1/2	(0) 90,748 <90,748>	(0) 90,748 <90,748>	(0) 68,061 <68,061>			
101	C - 5 - 7	漁業集落防災機能強化事業	桐ヶ崎地区	町	町	直接	1/2	(214,582) 0 <214,582>	(214,582) 0 <214,582>	(160,936) 0 <160,936>			
106	C - 5 - 12	漁業集落防災機能強化事業	寺間地区	町	町	直接	1/2	(224,562) 0 <224,562>	(224,562) 0 <224,562>	(168,421) 0 <168,421>			
107	C - 6 - 3	漁港施設機能強化事業	尾浦漁港	町	町	直接	1/2	(0) 70,100 <70,100>	(0) 70,100 <70,100>	(0) 52,575 <52,575>			
116	C - 6 - 4	漁港施設機能強化事業(直接補助分)	指ヶ浜漁港 外11漁港	町	町	直接	1/2	(62,519) 63,982 <126,501>	(62,519) 63,982 <126,501>	(46,889) 47,986 <94,875>			
123	C - 7 - 6	(仮称)女川町水産振興センター整備事業(水産加工開放実験室)	宮ヶ崎地区	町	町	直接	1/2	(16,022) 0 <16,022>	(16,022) 0 <16,022>	(12,016) 0 <12,016>			
124	◆ C - 7 - 5 - 1	(仮称)女川町水産振興センター整備事業(飲食施設)	宮ヶ崎地区	町	町	直接	4/5	(27,101) 0 <27,101>	(27,101) 0 <27,101>	(21,680) 0 <21,680>			
合計額								(678,677) 224,830 <903,507>	(678,677) 224,830 <903,507>	(514,751) 168,622 <683,373>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 鈴木 一弘
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

女川町 復興交付金事業計画 平成29年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
20	C - 7 - 3	女川町水産加工団地排水処理施設整備事業	宮ヶ崎・石浜 地区	町	町	直接	1/2	(0) 153,439 <153,439>	(0) 153,439 <153,439>	(0) 115,079 <115,079>			
86	C - 5 - 2	漁業集落防災機能強化事業	大石原浜地区	町	町	直接	1/2	(0) 191,084 <191,084>	(0) 191,084 <191,084>	(0) 143,313 <143,313>			
97	C - 5 - 3	漁業集落防災機能強化事業	小屋取地区	町	町	直接	1/2	(0) 53,757 <53,757>	(0) 53,757 <53,757>	(0) 40,317 <40,317>			
98	C - 5 - 4	漁業集落防災機能強化事業	御前浜地区	町	町	直接	1/2	(0) 49,290 <49,290>	(0) 49,290 <49,290>	(0) 36,967 <36,967>			
99	C - 5 - 5	漁業集落防災機能強化事業	尾浦地区	町	町	直接	1/2	(0) 298,008 <298,008>	(0) 298,008 <298,008>	(0) 223,506 <223,506>			
100	C - 5 - 6	漁業集落防災機能強化事業	竹浦地区	町	町	直接	1/2	(0) 63,793 <63,793>	(0) 63,793 <63,793>	(0) 47,844 <47,844>			
104	C - 5 - 10	漁業集落防災機能強化事業	塚浜地区	町	町	直接	1/2	(0) 27,125 <27,125>	(0) 27,125 <27,125>	(0) 20,343 <20,343>			
105	C - 5 - 11	漁業集落防災機能強化事業	出島地区	町	町	直接	1/2	(0) 39,623 <39,623>	(0) 39,623 <39,623>	(0) 29,717 <29,717>			
106	C - 5 - 12	漁業集落防災機能強化事業	寺間地区	町	町	直接	1/2	(0) 129,656 <129,656>	(0) 129,656 <129,656>	(0) 97,242 <97,242>			
116	C - 6 - 4	漁港施設機能強化事業(直接補助分)	指ヶ浜漁港 外11漁港	町	町	直接	1/2	(0) 63,982 <63,982>	(0) 63,982 <63,982>	(0) 47,986 <47,986>			
117	C - 5 - 13	漁業集落防災機能強化事業	指ヶ浜地区	町	町	直接	1/2	(0) 73,358 <73,358>	(0) 73,358 <73,358>	(0) 55,018 <55,018>			

118	C - 5 - 14	漁業集落防災機能強化事業	横浦地区	町	町	直接	1/2	(0) 170,844 <170,844>	(0) 170,844 <170,844>	(0) 128,133 <128,133>			
合計額								(0) 1,313,959 <1,313,959>	(0) 1,313,959 <1,313,959>	(0) 985,465 <985,465>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 鈴木 一弘
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

女川町 復興交付金事業計画 平成28年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
16	D - 1 - 2	道路事業(市街地相互の接続道路)	(国)398号 (御前浜)	県	県	直接	5/9	(150,000) 0 <150,000>	(150,000) 0 <150,000>	(116,250) 0 <116,250>			
33	D - 23 - 12	防災集団移転促進事業(事業費)	竹浦地区	町	町	直接	3/4	(25,040) 0 <25,040>	(25,040) 0 <25,040>	(21,910) 0 <21,910>			
35	D - 23 - 14	防災集団移転促進事業(事業費)	横浦地区	町	町	直接	3/4	(560,921) 0 <560,921>	(560,921) 0 <560,921>	(490,805) 0 <490,805>			
36	D - 23 - 15	防災集団移転促進事業(事業費)	飯子浜地区	町	町	直接	3/4	(522,988) 0 <522,988>	(522,988) 0 <522,988>	(457,614) 0 <457,614>			
37	D - 23 - 16	防災集団移転促進事業(事業費)	塚浜地区	町	町	直接	3/4	(50,441) 0 <50,441>	(50,441) 0 <50,441>	(44,135) 0 <44,135>			
39	D - 23 - 18	防災集団移転促進事業(事業費)	御前浜地区	町	町	直接	3/4	(24,417) 0 <24,417>	(24,417) 0 <24,417>	(21,364) 0 <21,364>			
40	D - 23 - 19	防災集団移転促進事業(事業費)	尾浦地区	町	町	直接	3/4	(1,812,417) 0 <1,812,417>	(1,812,417) 0 <1,812,417>	(1,585,864) 0 <1,585,864>			
49	★ F - 2 - 1 - 1	市街地復興効果促進事業	女川町	町	町	直接	4/5	(3,054,530) 0 <3,054,530>	(3,054,530) 0 <3,054,530>	(2,443,623) 0 <2,443,623>			
59	D - 4 - 3	女川町災害公営住宅整備事業(その3)	指ヶ浜地区	町	町	直接	3/4	(29,914) 0 <29,914>	(29,914) 0 <29,914>	(26,174) 0 <26,174>			
69	D - 4 - 13	女川町災害公営住宅整備事業(その13)	塚浜地区	町	町	直接	3/4	(38,977) 0 <38,977>	(38,977) 0 <38,977>	(34,104) 0 <34,104>			
73	D - 4 - 17	女川町災害公営住宅整備事業(その17)	清水・日蔵地 区	町	町	直接	3/4	(492,321) 0 <492,321>	(492,321) 0 <492,321>	(430,780) 0 <430,780>			

77	D - 4 - 21	女川町災害公営住宅整備事業(その21)	大原・駅周辺地区	町	町	直接	3/4	(3,793,066) 0 <3,793,066>	(3,793,066) 0 <3,793,066>	(3,318,932) 0 <3,318,932>			
79	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	女川町内	町	町	直接	3/4	(290,224) 49,329 <339,553>	(290,224) 49,329 <339,553>	(253,946) 43,162 <297,108>			
80	D - 6 - 1	東日本大震災特別家賃低減事業	女川町内	町	町	直接	1/2	(44,674) 0 <44,674>	(44,674) 0 <44,674>	(33,505) 0 <33,505>			
82	D - 17 - 5	都市再生区画整理事業(事業費)	宮ヶ崎	町	町	直接	1/2	(779,943) 0 <779,943>	(779,943) 0 <779,943>	(584,957) 0 <584,957>			
83	D - 17 - 6	都市再生区画整理事業(事業費)	中心部	町	町	直接	1/2	(5,350,094) 0 <5,350,094>	(5,350,094) 0 <5,350,094>	(4,012,570) 0 <4,012,570>			
88	D - 2 - 1	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))	中心部(堀切山駅前線、駅前清水線、清水本通線)	町	町	直接	5/9	(809,084) 0 <809,084>	(809,084) 0 <809,084>	(627,040) 0 <627,040>			
94	D - 21 - 2	下水道事業(雨水)	公共下水道区域	町	町	直接	1/2	(219,199) 363,933 <583,132>	(219,199) 363,933 <583,132>	(164,399) 272,949 <437,348>			
110	D - 4 - 24	女川町災害公営住宅整備事業(その24)	鷺浜地区	町	町	直接	3/4	(3,286,742) 0 <3,286,742>	(3,286,742) 0 <3,286,742>	(2,875,898) 0 <2,875,898>			
合計額								(21,334,992) 413,262 <21,748,254>	(21,334,992) 413,262 <21,748,254>	(17,543,870) 316,111 <17,859,981>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 鈴木 一弘
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の(4)に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

女川町 復興交付金事業計画 平成29年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
61	D - 4 - 5	女川町災害公営住宅整備事業(その5)	尾浦地区	町	町	直接	3/4	(0) 152,651 <152,651>	(0) 152,651 <152,651>	(0) 133,569 <133,569>			
77	D - 4 - 21	女川町災害公営住宅整備事業(その21)	大原・駅周辺 地区	町	町	直接	3/4	(0) 353,373 <353,373>	(0) 353,373 <353,373>	(0) 309,201 <309,201>			
79	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	女川町内	町	町	直接	3/4	(0) 905,679 <905,679>	(0) 905,679 <905,679>	(0) 792,469 <792,469>			
80	D - 6 - 1	東日本大震災特別家賃低減事業	女川町内	町	町	直接	1/2	(0) 67,163 <67,163>	(0) 67,163 <67,163>	(0) 50,372 <50,372>			
94	D - 21 - 2	下水道事業(雨水)	公共下水道区 域	町	町	直接	1/2	(0) 737,033 <737,033>	(0) 737,033 <737,033>	(0) 552,774 <552,774>			
110	D - 4 - 24	女川町災害公営住宅整備事業(その24)	鷺神浜地区	町	町	直接	3/4	(0) 2,160,045 <2,160,045>	(0) 2,160,045 <2,160,045>	(0) 1,890,039 <1,890,039>			
合計額								(0) 4,375,944 <4,375,944>	(0) 4,375,944 <4,375,944>	(0) 3,728,424 <3,728,424>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 鈴木 一弘
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。